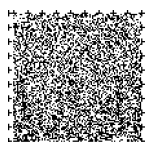


被災者支援と 個人情報保護

東日本大震災では被害が甚大であり、行政機関も多大な被害を受けたことから、当初、要援護者などの安否確認に時間を要しました。また、仮設住宅やみなし仮設住宅などへ移行後も支援者に適切な個人情報の提供・共有がなされず、支援が行き届かない状況も一部にはみられたと言われています。これらの課題について、仙台中央法律事務所 野呂圭弁護士に寄稿いただきました。



仙台中央法律事務所
弁護士 野呂 圭
災害復興支援特別委員会委員



1. はじめに（問題の所在）

東日本大震災後、高齢者や障がい者などのいわゆる「災害弱者」「災害時要援護者」とされる方々の窮状に対し、支援団体が彼らの安否確認及び支援を行うために駆けつけた。

しかし、各種報告を見聞する限り、迅速かつ十分な安否確認及び支援がなされたとは言い難い。その原因として挙げられているのは、第一に、災害時に備えた要援護者情報の整備が十分ではなかった（情報整備の問題）、第二に、津波被害によって障害者手帳交付情報、介護保険認定・利用情報等が流失・喪失してしまつた（情報管理の問題）、第三に、多くの自治体が「個人情報保護」を理由に災害弱者の氏名、住所を開示しなかつた（情報の第三者提供・共有の問題）、というものである。1、2、3

1 平成24年5月30日河北新報社説「東日本大震災 個人情報保護法／支援の壁になっていないか」

2 日本障害フオーラム 平成23年8月23日付け「被災障害者への今後の施策・支援に関する要望」

3 日本弁護士連合会 平成23年6月17日付け「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」

2. 災害時要援護者情報の管理の問題について

前記第一（情報整備の問題）は、各自治体において災害時に活用できるように必要な情報の整備をしておくようにとしか言いようがない。

前記第二（情報管理の問題）は、災害時要援護者情報を津波被害の可能性が極めて低い高層階で保管したり、それができない場合にはバック

アップデータの共有化により解決する。例えば、日弁連が2011（平成23）年6月17日に発表した「災害時要援護者及び県外避難者の情報共有に関する意見書」では、「各地方自治体の保有する要援護者情報を災害等により喪失した場合の対応について、要援護者情報（例えば、高齢者については、後期高齢者医療・国民健康保険に関する情報、受診歴、介護保険の要介護認定・サービス利用歴に関する情報など。障がい者については、各種障害者手帳の取得情報、障害者自立支援法上の障害区分認定・サービス支給決定、サービス利用歴に関する情報など）を、当該市町村における情報保管だけでなく、都道府県レベルでも情報の共有化を常時はかることとして、要援護者情報喪失への対策を講じておくことが必要である。そのため、各市町村と都道府県や国との各種情報の共

有化についての根拠法文の整備を含めた共有システムの整備を急ぐべきである。」と提言している。

なお、ここで言う情報共有はあくまで災害時要援護者の情報に限定するものであり、また、大規模災害に備える意味では同じ地域にある自治体と情報共有していても両方とも全滅してしまうおそれがあるため、他県のような遠隔地の自治体との間で情報共有を図ることも考えられよう。この点、戸籍データについては、バックアップサーバを遠隔地に設置している例（福島県喜多方市）や法務省が検討している総合行政ネットワーク（L G W A N）の活用も参考になる。4

4 2011年9月27日読売新聞夕刊記事

3. 災害時要援護者情報の 第三者提供・共有について

(一) 過剰反応

多くの自治体が、個人情報保護を理由に災害時要援護者の氏名、住所を開示しなかった点は、いわゆる個人情報保護に対する「過剰反応」であったと思われる。これは、個人情報保護条例の運用によって解決可能である。

すなわち、ほとんどの自治体における個人情報保護条例においては、「人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認めるとき」には自治体が保有している個人情報等を第三者に提供できるとされている。災害時における要援護者は正に生命、身体を保護する緊急性・必要性が認められるので、同規定に基づき支援団体に要援護者情報を提供することは可能である。したがって、災害時に要援護者情報が整備されていたならば、それを支援団体に提供することによって、迅速な安否確認・支援を行うことが可能となる。

(二) 災害時の第三者提供・共有の方法

災害時要援護者情報の第三者提供・共有が可能であるとしても、誰にでも提供して良いとなると当該情報が予期しないところまで広がった

り、あるいは悪用（目的外利用）されることにより、当該要援護者が被害を被る可能性もある。そこで、提供先・共有先は、民生委員・児童委員、社会福祉協議会のほか信頼のける団体等が望ましく、そのためには平時からこれらの団体等とコミュニケーションをとり、また随時研修等により個人情報保護についての理解を深める機会を設けたり、提供を受けた個人情報を適切に取り扱う旨の誓約書を作成するといった対策を講じておくのが望ましい。⁵

(三) 平時における第三者提供・共有の方法

平時からの災害時要援護者情報の共有については、前記個人情報保護条例の緊急性が認められるかは疑問である。そこで、仮に平時からの情報共有を図る場合には、まず前提として平時から情報共有をしなければ災害時に適切・迅速な安否確認・支援ができなくなるのか否かを検討する必要がある。その上で、平時からの情報共有が必要と判断される場合には、災害時要援護者にその旨を説明した上で情報共有についての同意を得いくこととなる。もともと、災害時要援護者の中には判断能力に欠け又は著しく減退している者や信条的に同意しない者もいるであろう。その場合には、個

人情報保護条例の他の規定に第三者提供・共有を許容する根拠となる規定があるかを調査することになる。条例中には、第三者提供を認める場合として、前記生命・身体等の保護の場合のほか、「公益上特に必要があり、やむを得ない理由があると認めるとき」や「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」といった規定が置かれている例もあり、これらの規定が手がかりとなるであろうが、これらの規定に該当するか否かについて慎重に検討することが求められる。

(四) 個人の尊厳に立脚した柔軟な対応を

そもそも、個人情報の保護が要請される趣旨は、個人の尊厳、人格的自律の尊重にある。生命・身体等が危険にさらされるおそれがある場合は個人の尊厳の危機でもある以上、個人情報等を然るべき第三者に提供することこそ個人情報保護の趣旨に合致する。個人情報保護の在り方については、上記趣旨に立脚しながら、当該個人情報の内容（氏名、住所、健康状態、病歴、思想・信条等）との関係において、それを第三者に提供する必要性（安否確認・支援の必要性）、提供先の範囲の相当性（信

頼できる支援団体か否か）、利用目的（安否確認・支援）といった要素を斟酌してなされるべきである。

個人情報保護条例の第三者提供規定や同条例に基づく各自治体内のマニュアルもこのような観点で作成されていると思われる。災害時に適切な迅速な対応を行うためには、このような条例・マニュアルの適切な運用が必要となるが、そのためには弁護士・弁護士会とも連携を図って、弁護士が現場の自治体職員の業務運営を法令や条例等の解釈運用をサポートすることができるような体制を構築することも一つの方法であろう。

（寄稿）

5 要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について（平成19年8月10日厚生労働省関係課長連名通知）

